

# 浄化槽を使用するにあたって

浄化槽は、し尿のみを処理する「みなし浄化槽(単独処理)」と、し尿及び生活雑排水(台所や洗濯排水など)を処理する「合併処理浄化槽」があり、「し尿」又は「し尿及び生活雑排水」を固形物と水分とに分離して、水分を微生物の働きにより浄化し、きれいな水にして放流する施設です。

このため、浄化槽の適正な管理を行わないと、悪臭や水質汚濁の原因となり、近隣の方たちにも迷惑をかけることにもなりかねません。

浄化槽のしくみを十分に理解し、快適な生活環境を守っていきましょう。

浄化槽には、浄化槽法により「法定検査」「保守点検」「清掃」を行うことが義務付けられています。

浄化槽法では、次の検査が義務付けられています。

○浄化槽の新設又は浄化槽の構造や規模を変更した場合(法七条検査)

浄化槽の使用開始後6ヵ月を経過した日から2ヵ月の間に受ける検査。

## 定期検査(法十一条検査)

毎年1回、定期的に受ける検査。

## 《検査の申し込み先》

(社)神奈川県保健協会西湘支所  
☎(73) 0511

## 保守点検

浄化槽が持つ能力を最大限に発揮させるため、浄化槽内部の状況やモーター等付属装置類の動作状況などの点検、放流水の簡易な水質検査や消毒剤の補充、害虫の駆除などを行い、浄化槽の異常や故障が起きないように日常の管理を行う必要があります。

浄化槽のしくみを十分に理解し、快適な生活環境を守っていきましょう。

浄化槽には、浄化槽法により「法定検査」「保守点検」「清掃」を行うことが義務付けられています。

浄化槽法では、次の検査が義務付けられています。

○浄化槽の新設又は浄化槽の構造や規模を変更した場合(法七条検査)

浄化槽の使用開始後6ヵ月を経過した日から2ヵ月の間に受ける検査。

定期検査(法十一条検査)は、毎年1回、定期的に受ける検査。

《検査の申し込み先》(社)神奈川県保健協会西湘支所 ☎(73) 0511

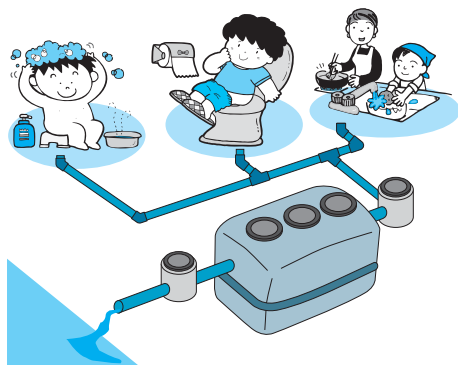
保守点検 浄化槽が持つ能力を最大限に発揮させるため、浄化槽内部の状況やモーター等付属装置類の動作状況などの点検、放流水の簡易な水質検査や消毒剤の補充、害虫の駆除などを行い、浄化槽の異常や故障が起きないように日常の管理を行う必要があります。

《保守点検の委託》 保守点検を委託する場合は、県知事の登録を受けた「浄化槽保守点検業者」と契約を結び、定期的に実施してください。なお、業者が県知事の登録を受けているかの確認をする場合は、平塚保健福祉事務所環境衛生課 ☎(32) 0130 に問い合わせてください。

清掃 浄化槽を使用していると、浄化槽内に汚泥や沈殿物などがたまります。これらを取り除かず長期間にわたって使用し続けると、浄化槽自体の機能が低下し、悪臭や装置の故障などの原因になります。

このため、浄化槽の汚泥などの除去や装置などの洗浄を目的とした清掃が必要です。

《浄化槽清掃業者》 (株)大磯衛生社 ☎(72) 2980  
・湘南興業(有) ☎(61) 1176  
住所地によって清掃業者が決まっています。担当する清掃業者が不明な場合は、環境美化センターへ問い合わせてください。



# 青年国際交流事業

## 参加青年募集

日本と世界各国の青年との交流を通して、相互理解と友好を深め、広い国際的視野と強調国際協調の精神を身に付けた次代を担うふさわしい青年を育成するため、内閣府が実施する国際交流事業への参加青年を募集します。

### ▼種類

- ① 国際青年育成交流事業  
アジア、ヨーロッパ、中南米地域等の国のうち1国  
8月～9月
- ② 日本・中国青年親善交流事業  
日本・韓国青年親善交流事業  
中国：8月～9月  
韓国：9月
- ③ 世界青年の船  
平成19年1月～3月
- ④ 東南アジア青年の船  
10月～12月

### ▼応募受付期間

3月1日(水)～23日(木)  
※閉庁日にご注意ください

### ▼中間選考日程・場所

4月9日(日)  
神奈川県民センター

### ▼申し込み先

生涯学習課生涯学習班

### ▼問い合わせ

内閣府政策統括官付国際交流第一担当  
http://www8.cao.go.jp/youth/koryu1.htm

☎(03) 3581-1181

☎(03) 3581-1181

☎(045) 210-3844

☎(045) 210-3844

☎(045) 210-3844

☎(045) 210-3844